

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則…… (農業経済課)	65
告 示	
○平成15年度第4次2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間…… (市町村課)	66
○平成15年度第4次2等陸士、2等海士及び2等空士の試験期日、試験場等 …… (市町村課)	66
○有害興行の指定…… (生活文化・青少年室)	67
○特定非営利活動法人の設立の認証申請…… (生活振興課)	68
○生活保護法による医療機関の指定…… (保護課)	69
○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止、休止、辞退)の届出…… (保護課)	69
○生活保護法による施術機関の指定…… (保護課)	70
○大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)の届出…… (地域産業課)	70
○家畜伝染病検査の命令…… (酪農畜産課)	71
○家畜伝染病の発生…… (酪農畜産課)	71
○知事権限に係る保安林の指定の予定…… (治山課)	71
○知事権限に係る保安林の指定の解除…… (治山課)	71
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…… (治山課)	72
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…… (治山課)	72
○道路の供用の開始…… (道路整備課)	73
○道路の区域の変更及び供用の開始…… (道路整備課)	73

公 表

○平成15年第1回家畜(牛)人工授精師養成講習会修業試験の合格者… (酪農畜産課)	74
---	----

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……	74
--------------------------	----

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……	74
---------------------	----

道留萌土木現業所告示

○一般競争入札による道有財産(建物)の売払い……	74
--------------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……	75
---------------------	----

規

則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第124号

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則(平成3年北海道規則第102号)の一部を次のように改正する。

別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第2条、第4条関係)

償還期間	貸付対象者		貸付利率	利子補給率	
				第2条第3項第1号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	第2条第3項第2号から第4号までに掲げる融資機関が貸し付ける場合
6年以内	大企業		年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.2パーセント以内	年1.75パーセント	年0.9パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.45パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
6年を超え7年以内	大企業		年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.3パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.55パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント

試されるあなたの運転の大地・ストロフ・ザ・交通事故死

7年を超え8年以内	大 企 業		年2.0パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.5パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.75パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント
8年を超え9年以内	大 企 業		年2.1パーセント以内	年0.85パーセント	—
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.6パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.85パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント
9年を超え11年以内	大 企 業		年2.2パーセント以内	年0.75パーセント	—
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.95パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント
11年を超え13年以内	大 企 業		年2.3パーセント以内	年0.65パーセント	—
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年2.05パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント
13年を超え	大 企 業		年2.4パーセント以内	年0.55パーセント	—
	中小	貸付金のうち2億7,000万円までの部	年1.9パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント

15年以内	企業等	分			
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年2.15パーセント以内	年0.8パーセント	—
附 則					
1 この規則は、公布の日から施行する。					
2 この規則による改正後の北海道中山間地域活性化資金利子補給規則別表の規定は、平成15年9月19日以後に利子補給についての知事の承認を受けた中山間地域活性化資金について適用する。					
告 示					
北海道告示第1979号					
自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条の規定により、平成15年度第4次2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間が次のとおり定められた。					
平成15年11月18日					
北海道知事 高 橋 はるみ					
男子 平成16年1月1日（木）から3月31日（水）まで					
北海道告示第1980号					
自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定により、平成15年度第4次2等陸士、2等海士及び2等空士採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり定めた。					
平成15年11月18日					
北海道知事 高 橋 はるみ					
1 試験期日					
次の期間において、受付時に指定する日					
平成16年1月1日（木）から3月31日（水）まで					
2 試験場の名称及び位置					
名	称	位	置 電 話 番 号		
陸上自衛隊札幌駐屯地			札幌市中央区南26条西10丁目		011-511-7116
同	東千歳駐屯地		千歳市祝梅1016		0123-23-5131
同	真駒内駐屯地		札幌市南区真駒内17		011-581-3139
同	丘珠駐屯地		同 東区丘珠町161		011-781-8321
同	滝川駐屯地		滝川市泉町236		0125-22-2141

陸上自衛隊美唄駐屯地	美唄市字美唄1536－1	01266-2-7141	同	上富良野募集事務所	空知郡上富良野町栄町2丁目1－47	0167-45-3412
同 岩見沢駐屯地	岩見沢市日の出4丁目313	0126-22-1001	同	遠軽募集事務所	紋別郡遠軽町岩見通南3丁目1－4	01584-2-6616
同 北恵庭駐屯地	恵庭市柏木町531	0123-32-2101	同	枝幸募集事務所	枝幸郡枝幸町新栄町812番地	01636-2-1593
同 幌別駐屯地	登別市緑町3－1	0143-85-2011	同	旭川募集案内所	旭川市宮下通り8丁目 弘済会ビル内	0166-22-0648
同 俱知安駐屯地	虻田郡俱知安町字高砂232番地2	0136-22-1195	陸上自衛隊帯広駐屯地		帯広市南町南7線31番地	0155-48-5121
同 静内駐屯地	静内郡静内町字浦和125	01464-4-2121	同 美幌駐屯地		網走郡美幌町字田中	01527-3-2114
同 苗穂分屯地	札幌市東区苗穂町7丁目1番1号	011-711-4251	同 別海駐屯地		野付郡別海町西春別42－1	01537-7-2231
海上自衛隊余市防備隊	余市郡余市町港町番外地	0135-23-2243	同 釧路駐屯地		釧路郡釧路町字別保112番地	0154-40-2011
自衛隊札幌地方連絡部	札幌市中央区北4条西15丁目1	011-631-5471	自衛隊帯広地方連絡部		帯広市西14条南14丁目4番地	0155-23-5882 0155-23-2485
同 苫小牧出張所	苫小牧市表町1丁目1－6 神田ビル1F	0144-32-3725	同 釧路出張所		釧路市末広町13丁目1番 GEエジソン生命ビル2F	0154-22-1053
同 室蘭募集事務所	室蘭市東町2丁目21－10 石井ビル1F	0143-44-9533	同 北見募集事務所		北見市北4条東6丁目11	0157-23-6826
同 小樽募集事務所	小樽市稲穂1丁目12－8	0134-22-5521	同 根室募集事務所		根室市松本町4丁目15－2	01532-4-3651
同 北広島募集事務所	北広島市北進町1丁目2－2 中央バスターミナル4F	011-373-3067	同 網走募集事務所		網走市北6条西2丁目8－1	0152-44-5743
同 岩見沢募集事務所	岩見沢市2条西5丁目8番地 西村ビル2F	0126-23-5514	同 中標津募集事務所		標津郡中標津町東1条南1丁目7－1	01537-2-0120
同 滝川募集事務所	滝川市大町1丁目8－27 滝川市職業訓練センター1F	0125-22-2140	同 帯広募集案内所		帯広市西5条南13丁目 第2いせきビル2F	0155-23-8718
同 俱知安募集事務所	虻田郡俱知安町南3条東1丁目1－1	0136-23-3540				
同 千歳募集事務所	千歳市錦町4丁目33－1	0123-23-2642				
同 江別募集事務所	江別市野幌町40－16	011-383-8955				
同 札幌募集案内所(大通)	札幌市中央区大通西5丁目8 昭和ビル9F	011-219-5755				
同 白石募集案内所	同 白石区東札幌2条6丁目37 渡会ビル2F	011-813-5061				
同 月寒募集案内所	同 豊平区月寒中央通8丁目3－31	011-851-7801				
陸上自衛隊函館駐屯地	函館市広野町6番18号	0138-51-9171				
自衛隊函館地方連絡部	同 広野町6番25号	0138-53-6241				
同 松前募集事務所	松前郡松前町字建石49－42	01394-2-3774				
同 八雲募集事務所	山越郡八雲町末広町111－2	01376-2-2692				
同 今金募集事務所	瀬棚郡今金町字今金142－6	01378-2-0258				
同 江差募集事務所	檜山郡江差町字姥神10－13	01395-2-2476				
同 函館募集案内所	函館市千歳町27番5号	0138-27-4625				
陸上自衛隊旭川駐屯地	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111				
同 名寄駐屯地	名寄市字内淵84	01654-3-2137				
同 上富良野駐屯地	空知郡上富良野町南町4丁目	0167-45-3101				
同 留萌駐屯地	留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地	0164-42-2655				
同 遠軽駐屯地	紋別郡遠軽町向遠軽272	01584-2-5275				
航空自衛隊稚内分屯基地	稚内市恵比須5丁目2番1号	0162-23-5377				
自衛隊旭川地方連絡部	旭川市春光町無番地	0166-51-6055				
同 名寄出張所	名寄市西1条南9丁目45	01654-2-3921				
同 稚内募集事務所	稚内市大黒4丁目6－34	0162-23-2721				
同 留萌募集事務所	留萌市開運町1丁目4－5	0164-42-4650				
同 紋別募集事務所	紋別市潮見町1丁目2－8	01582-3-2696				

3 受験手続

(1) 志願書類の請求

最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部において取り扱う。

志願書類の郵送希望者は、あて先を明記した返信用封筒に80円切手をはって同封し、最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に請求すること。

(2) 提出書類及び提出先

2等陸・海・空士志願票（1通）を最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に提出又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに最寄りの自衛隊地方連絡部に連絡すること。

北海道告示第1981号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の指定の理由範囲
映画	新任教師野本美穂 恥肉の裏授業	新 日 本 映 像	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、
同	密 愛	ギャガ・コミュニケーションズ	

映 画	赤目四十八瀧心中未遂	赤 目 製 作 所	} 全 部 }	又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	花 と 蛇	ファミ・ファタル		
同	痴漢股ぐらのぞき	新 東 宝 映 画		
同	尻ふりスッチー 突き抜け淫乱気流	オ ー ピ ー 映 画		

北海道告示第1982号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

特定非営利活動法人の名称	代 表 者 の氏 名	主たる事務所の所在地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的	申請のあった年月日
旭川まちづくりボランティアセンター	奈良 恵子	旭川市2条通8丁目2条ビル6F	この法人は地域住民に対し、ボランティア活動に関する事業を行い、人々が人間らしく生活することのできる、心豊かで福祉豊かなまちづくりを目指す、自発的なボランティア活動、住民福祉活動への理解と参加を促進し、その輪を広げるために必要な個人及び団体等への育成支援活動の推進に寄与することを目的とする。	平成15.10.20
札幌マック	谷内 武雄	札幌市白石区東札幌2条5丁目1番21号	この法人は、アルコール、薬物依存症者および、その症状のおそれのある人々に対して、アルコール、薬物依存症の危険を理解せしめ、それからの回復および回避に関する啓発、支援事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	同 15.10.21
コミュニティピア	山崎 優	札幌市中央区南19条西12丁目2番10号	この法人は本格的な高齢化社会を迎えて、地域で暮らす高齢者に対し、豊かで生き生き暮らせるような生きがい創出と高齢者本位の自立を目指した生活支援事業を行い、高齢者を地域全体が支える社会の推進に寄与することを目的とする。	同
アーティストックアコードアソシエーション	小川 富之	札幌市豊平区福住1条8丁目3番5号	この法人は、北海道の人々、北海道を愛する人々に対して、北の文化、芸術の創造と発信に関する事業を行い、北海道の恵まれた自然環境を素材として、	同 15.10.22

			芸術の持つ「創造」「創出」「ゆとり」という可能性に着目しながら、文化芸術活動から生まれる感動を共有し、「北方・芸術創造の北海道」として、産学官一体の地域文化、地域産業の形成に寄与することを目的とする。	
さっぽろこどもさぼーと	古川 孝士	札幌市南区澄川4条1丁目2番34号	この法人は子供たちの福祉の増進と健全育成支援を基本とし、各種教育施設児童福祉施設相互の情報交換や連携機能を向上させるための支援、子供に関する情報の収集、発信、障害児を持つ家庭の子育て支援、障害児に関する企業団体行政などの連携支援活動に寄与する事を目的とする。	同
新山川草木を育てる集い	藤原滉一郎	札幌市西区宮の沢1条4丁目1番11号	この法人は、森林の造成や自然環境の美化など誰でもまた1人でもできることを組織的にそして持続的に続けて、北海道の自然をより豊かにかつ美しく、地球環境の保全に寄与することを目的とする。	同
アトリエリヒト	我妻 武	札幌市西区琴似1条7丁目1ー6	この法人は、人間関係を作っていくことが苦手の精神障害者に対して、小規模作業所の運営による活動の場の提供や、面談、電話相談によるカウンセリングを行うと共に、障害者が生活しやすい環境を整備することを目的とした精神障害者の家族へのカウンセリングや、市民への情報発信による啓蒙活動を通して、精神障害者の社会参加と社会復帰を促進することを目的として活動する	同
マイスペース美幌	西道 敏一	網走郡美幌町字東1条南1丁目9番地の1	この法人は、障がい児・者の集う場を保障するとともに、介護している家族に対して、一時的に、一定の期間、介護等から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復できるようにする事業を行い、障がい児・者、家族の地域生活支援の充実と、誰もが住みやすい社会の実現に寄与することを目的とする。	同 15.10.23

十勝まちづくり住の会	金澤 耿	帯広市東7条南8丁目2番地	本会は、地域の人々の協力を得ながら、十勝地方における豊かな社会資本や自然環境を活用し、環境や福祉さらに文化、芸術まで配慮した住宅づくりや街並みづくりを行う為の調査研究・提案に関する事業を行い、もって十勝地方において子供からお年寄りまでが分け隔てなく普通に暮らすことができる、人と暮らしに心地よいまちづくりの実現に資することを目的とする。	平成15.10.23
環境り・ふれんず	神山 桂一 浅田琉璃子	札幌市中央区北11条西14丁目1番20-304号	この法人は、札幌市及びその近郊のごみの発生抑制や減量・再利用・資源化などの事業推進と市民への意識啓発を図り、循環型社会の実現と地域環境の保全に資することを目的とする。	同 15.10.24
地域生活支援センターひだまり	高橋 慶子	札幌市西区発寒10条2丁目1番25-302号	この法人は、児童、高齢者、障がいを持つ人があたりまえに地域で生活し活動することのできる環境をつくるため、さまざまな介護支援を行うとともに、基本的人権を守り、ノーマライゼーション社会の創出に向けた政策の提言とその実現に向けた活動を進め、まちづくりを含めた地域福祉に寄与することを目的とする。	同 15.10.29
北海道禁煙サポートセンター	横田 克哉	札幌市中央区大通西18丁目1-12-701	この法人は、禁煙することで心身両面の健康増進を図ろうとする人及び団体または喫煙による経済損失・労働生産性の低下・環境悪化の予防と改善を図ろうとする人及び団体に対して、禁煙支援又は喫煙予防に係る事業を行い、保健又は福祉の増進、社会教育の推進、子どもの健全育成、社会環境の保全ひいては無煙社会の実現に寄与することを目的とする。	同
希望の家	石田 實	根室市駒場町1丁目36番地	この法人は、在宅障がい者（知的・精神・身体）に対して、地域生活を営む上での、社会的自立のための生活支援・就労支援等に関する事業を行い、福祉の増進に寄与する事を目的とする。	同 15.10.30

北海道告示第1983号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

なお、住所及び指定年月日は、北海道保健福祉部保護課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成15年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

さいとう小児クリニック（函館市）	医療法人社団南樽整形さいとう（小樽市）
藤江内科クリニック（北見市）	北星脳神経外科病院（北見市）
沼ノ沢診療所（夕張市）	三田村医院（診療所）（岩見沢市）
森川内科クリニック（岩見沢市）	みやじま眼科クリニック（苫小牧市）
さとう内科クリニック（江別市）	医療法人同仁会千歳第一病院（千歳市）
きた耳鼻咽喉科クリニック（伊達市）	医療法人社団北広島中央クリニック（北広島市）
ふじの診療所（大野町）	医療法人雄心会新都市砂原病院（砂原町）
遠軽共立病院（遠軽町）	医療法人道東勤労者医療協会協立すこやかクリニック（釧路市）
阿部歯科医院（小樽市）	本間歯科医院（小樽市）
白鳥大橋歯科（室蘭市）	たけしげ歯科医院（帯広市）
スマイル歯科クリニック（岩見沢市）	いば歯科医院（留萌市）
ユー歯科（千歳市）	こがね歯科クリニック（恵庭市）
サロベツ歯科（豊富町）	斜里中央歯科（斜里町）
医療法人社団歯星会ひまわり歯科（釧路町）	医療法人社団えびぬま歯科（小樽市）
赤崎薬局桔梗店（函館市）	きんい調剤薬局（釧路市）
ポルタ調剤薬局中央通店（岩見沢市）	株式会社 和商 水島薬局（岩見沢市）
保険調剤アルビ調剤薬局苫小牧店（苫小牧市）	ふじき調剤薬局（北見市）
スギハラ薬局しのめ調剤（千歳市）	有限会社ウリ薬局滝川店（滝川市）
エール調剤薬局（砂川市）	マロン薬局（栗山町）
石川中央薬局（函館市）	

北海道告示第1984号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

なお、住所及び届出年月日は、北海道保健福祉部保護課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成15年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 変更の届出
医療法人明生会網走脳神経外科病院（（名称）特別医療法人明生会網走脳神経外科病院）

医療法人明生会桂ヶ丘クリニック（（名称）特別医療法人明生会桂ヶ丘クリニック）
医療法人明生会美幌クリニック（（名称）特別医療法人明生会美幌クリニック）
医療法人明生会訪問看護ステーションハロー（（名称）特別医療法人明生会訪問看護ステーションハロー）
まきば歯科（（住所）恵庭市美咲野2丁目3番6号）
ポルタ調剤薬局（（開設者組織）株式会社コア調剤）
鍼灸山口みのる整骨院（（名称・住所）コスモ整骨院・帯広市西7条南39丁目1番19号）

2 廃止の届出

南樽整形さいとう（小樽市）	金子医院（夕張市）
医療法人同仁会千歳第一病院（千歳市）	北広島中央クリニック（北広島市）
医療法人雄心会新都市砂原病院（砂原町）	塚田医院（幕別町）
えびぬま歯科（小樽市）	本間歯科医院（小樽市）
白鳥大橋歯科（室蘭市）	雪野歯科医院（池田町）
神歯科医院（釧路市）	斜里中央歯科（斜里町）
医療法人社団学歯会九津見歯科北本町医院（岩見沢市）	アイン薬局釧路新栄店（釧路市）
株式会社和商水島薬局（岩見沢市）	スギハラ薬局東雲調剤（千歳市）
有限会社ウリ薬局西友店（滝川市）	エール調剤薬局砂川店（砂川市）
アイン薬局砂川店（砂川市）	マロン薬局（栗山町）
若林薬局（上富良野町）	

3 休止の届出

南富良野町立落合診療所（南富良野町）	南富良野町立金山診療所（南富良野町）
--------------------	--------------------

4 辞退の届出

医療法人社団司会共和ファミリー歯科（共和町）

北海道告示第1985号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術機関を次のとおり指定した。

平成15年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

太光館治療院（函館市）

北海道告示第1986号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年

3月18日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。
平成15年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラルズマート本町店 北見市本町4丁目3番地1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ラルズ 代表取締役 横山 清 札幌市豊平区平岸1条1丁目9番6号
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数 （変更前）199台 （変更後）161台
 - イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻 午前10時（年間90日は午前9時） 閉店時刻 午後9時
（変更後）開店時刻 午前9時（年間20日は午前7時） 閉店時刻 翌午前0時
 - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前9時30分（年間90日は午前8時30分）から午後9時30分まで
（変更後）午前6時30分から翌午前0時30分まで
 - (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
（変更前）出入口 5箇所、入口 1箇所、出口1箇所
（変更後）出入口 4箇所、入口 1箇所、出口1箇所

(4) 変更する年月日

- ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 平成16年7月5日
- イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 平成15年11月5日

(5) 変更する理由

顧客のニーズに対応するため。駐車場台数、出入口については、精査による。

2 届出年月日 平成15年11月4日

3 届出等の縦覧

- (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課又は北海道網走支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間 平成15年11月18日（火）から平成16年3月18日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。午前8時45分から午後5時15分まで）
- (3) そ の 他 縦覧については、北見市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦

覧場所、時間等は、北見市へ問い合わせること。

北海道告示第1987号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成15年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
清 水 町 平成15年12月15日から平成16年2月27日まで
幕 別 町 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第1988号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	富良野市字下フラヌイ1694番地の723	平成15.10.2
同	同	同	1	河東郡音更町字長流枝16番地	同
同	同	同	1	野付郡別海町中春別32番地の39	同
同	同	同	1	北広島市北の里425番地	同 15.10.8
同	同	同	2	山越郡八雲町山崎423番地	同 15.10.9
同	同	同	1	野付郡別海町上春別81番地の8	同
同	同	同	1	根室市西和田480番地3	同 15.10.10
同	同	同	4	河東郡音更町字東土狩北3線10番地	同 15.10.14
同	同	同	1	足寄郡足寄町愛冠24番地の8	同 15.10.15

同	同	同	2	山越郡八雲町立岩174番地の3	同 15.10.16
同	同	同	1	同 花浦283番地	同
同	同	同	3	川上郡標茶町字西標茶68番地26	同 15.10.17
同	同	同	1	天塩郡豊富町字上サロベツ713番地の1	同 15.10.21
同	同	同	1	厚岸郡浜中町大字後静村字厚床原野253の2番地	同 15.10.23
同	同	同	2	河東郡鹿追町鹿追北3線7番地3	同 15.10.27
同	同	同	1	川上郡標茶町字上オソツベツ原野5線西11番地2	同 15.10.31
同	同	疑似患畜	1	北見市常川911番地の2	同 15.10.23

北海道告示第1989号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 紋別郡興部町字沙留588の1、589、字富丘357、358の1、358の7、359の1、359の3、360、497、513、518
- 2 指 定 の 目 的 風害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び興部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1990号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 山越郡八雲町上の湯201（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1991号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町字ニセコ510の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及びニセコ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在場所 川郡上川町字東雲527の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除予定保安林の所在場所 網走市台町2丁目123の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1992号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年11月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 夕張市富野225の1（次の図に示す部分に限る。）、の所在場所 210の1、247

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 空知郡奈井江町1849の42・字東奈井江58の2・58のの所在場所 3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東奈井江58の2・58の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び奈井江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡鵒川町字旭岡203の1（次の図に示す部分に限る。）、203の39

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字旭岡203の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び鶴川町役場に備え置いて縦覧に供する。) 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡穂別町字栄5 (次の図に示す部分に限る。)、の所在場所 20 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字栄5・20 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。) (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。) 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 北見市富里393の1・395の1・本沢688の1・704の1・705の1 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。) (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産	林務部治山課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。) 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡占冠村字ソーウンナイ2885地先 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、2885、2886の1の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第1993号 道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成15年11月18日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><th>路線名及び縦覧場所</th><th>供 用 開 始 の 区 間</th><th>供用開始の期日</th></tr><tr><td>道道 岩見沢三笠線 北海道札幌土木現業所</td><td>三笠市西桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署169林班ほ小班地先から三笠市西桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署169林班は4地先まで</td><td>平成15.11.18</td></tr></table> 北海道告示第1994号 道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成15年11月18日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1 道路の種類</td><td>道道</td></tr><tr><td>2 路線名</td><td>岩見沢三笠線</td></tr></table>	路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	道道 岩見沢三笠線 北海道札幌土木現業所	三笠市西桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署169林班ほ小班地先から三笠市西桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署169林班は4地先まで	平成15.11.18	1 道路の種類	道道	2 路線名	岩見沢三笠線
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日									
道道 岩見沢三笠線 北海道札幌土木現業所	三笠市西桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署169林班ほ小班地先から三笠市西桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署169林班は4地先まで	平成15.11.18									
1 道路の種類	道道										
2 路線名	岩見沢三笠線										

3 道路の区域 区 間 変更前後の別 敷 地 の 幅 員 延 長 国道等との重複区間 三笠市岡山345番3地先から 前 30.04mから30.05mまで 80.00m — 三笠市岡山345番2地先まで 後 30.04mから98.00mまで 80.00m —					北海道上川支庁長 青 木 次 郎 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 上川郡当麻町3条西3丁目131番18 ほか11筆 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 当麻町土地開発公社 理事長 菊川 健一 3 開発許可年月日及び番号 平成15年5月30日 上建設第15－1号				
公 表					札幌医科大学告示				
平成15年10月実施の平成15年第1回家畜（牛）人工授精師養成講習会修業試験に合格した者は、次のとおりである。 平成15年11月18日					札幌医科大学告示第79号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年11月18日 札幌医科大学長 秋 野 豊 明				
北海道知事 高 橋 はるみ 合格証番号 氏 名 本 籍 地 15 第 1 号 天川 記一 北 海 道 15 第 2 号 猪狩 大補 同 15 第 3 号 今西 大和 同 15 第 4 号 入倉 聖樹 同 15 第 5 号 榎本 裕太 同 15 第 6 号 大橋亜沙美 同 15 第 7 号 小笠原 崇 同 15 第 8 号 織田 竜徳 同 15 第 9 号 菊地 正明 同 15 第 10 号 北村 澄男 同 15 第 11 号 香戸 晋 山 口 県 15 第 12 号 小林 英子 埼 玉 県 15 第 13 号 齊藤 恵 北 海 道 15 第 14 号 佐藤 健二 同 15 第 15 号 下山 健一 同 15 第 16 号 白川 英嗣 同					1 落札に係る物品等の名称及び数量 全身用コンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）「治療計画付」システム 一式 2 落札を決定した日 平成15年10月3日 3 落札者の氏名及び住所 （1）氏 名 東芝メディカルシステムズ株式会社 （2）住 所 栃木県大田原市下石上1385番地 4 落札金額 97,650,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公示 平成15年札幌医科大学告示第62号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 （1）名 称 札幌医科大学事務局病院課 （2）所在地 札幌市中央区南1条西16丁目				
支 庁 告 示					道留萌土木現業所告示				
北海道上川支庁告示第36号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年11月18日					北海道留萌土木現業所告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により道有財産（建物）を売り払う。 平成15年11月18日				

1 入札に付する道有財産（建物）

物件番号	所 在 地 番	建物種目	建物面積(㎡)
留土－1	増毛郡増毛町岩老188番地5	住 宅 建	79.49

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

北海道留萌市住之江町2丁目 北海道留萌土木現業所企画総務部総務課管財係
電話番号 0164-42-1511 内線 4114

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道留萌市住之江町2丁目
北海道留萌合同庁舎3階留萌土木現業所会議室
- (2) 入札日時 平成15年12月2日（火）午後1時30分

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

7 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、該当契約者が納付した契約保証金は道に帰属する。

8 契約書作成の要否及び代金支払い方法

契約書の作成を要し、代金は北海道留萌土木現業所長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

9 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

提出期限 平成15年11月27日（木）

提出場所 3に同じ。

10 敷地及び公法上の規制

- (1) 同建物の敷地は、増毛町が所有する土地（面積：192.96㎡）である。
- (2) 同建物の地域は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に基づき指定された地すべり防止区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域内である。

11 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象とした随意契約を行うこともある。
- (3) 入札書に記載する金額は、建物に係る消費税等相当額を含めた額とする。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第156号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年11月18日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
警備艇いしかり機関部（GM16V-92TA型）定期検査 一式
- 2 落札を決定した日
平成15年9月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社北斗
 - (2) 住 所 千葉県佐倉市坂戸字句作1448-10
- 4 落札金額
40,425,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成15年北海道警察本部告示第110号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

正 誤

○平成15年10月28日（第1514号）

北海道告示第1897号（道路の区域の変更）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
169	左	14及び16
誤	<u>1,134.00m</u>	
正	<u>1,314.00m</u>	